

御殿場市 農業集落排水事業 経営戦略(素案)

令和3年3月
静岡県御殿場市



あまびえこめこ



SDGsによる位置づけ

御殿場市農業集落排水事業経営戦略(案)

団 体 名 : 御殿場市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成17年度 (供用開始後15年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用 (全部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	39.1人/ha (令和元年度)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	1処理区(清後・山之尻地区)		
処 理 場 数	1箇所(清後・山之尻地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系 の 概 要 ・ 考 え 方	・基本使用料/月 10㎡まで:1,170円 ・従量使用料/㎡・月 10㎡を超え30㎡まで:117円、30㎡を超え50㎡まで:129円、50㎡を超え100㎡まで:140円、100㎡を超えるもの:164円						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	なし						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	なし						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,000	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,117	円
	平成30年度	2,000	円		平成30年度	2,136	円
	令和元年度	2,340	円		令和元年度	2,480	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	15名(令和2年度)
事業運営組織	環境部下水道課 ただし、本事業以外に、公共下水道事業、公設浄化槽事業、富士見原住宅団地汚水処理事業、浄化槽設置事業(補助金の交付等)に係る業務を行っており、本事業における職員給与費の負担は1名となっている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成25年度より現在の業務内容を委託。平成30年度より現契約開始(令和4年度まで)。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」のとおり。

2. 経営の基本方針

公営企業に係る経費は、「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」(地方公営企業法、以下「法」17条の2第2項)ため、経費負担は受益者負担が原則となる。ただし、①「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」(法17条の2第1項1号)、②「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」(同2号)、は例外となり、これに準ずる経費として、総務省より繰入基準が示されている。

当事業は、将来に渡って利益の計上が見込まれるが、これは収益的収入として多額の基準外繰入金を受け入れているためである。一方で、この基準外繰入金を解消するためには使用料水準を現行の3倍以上に引き上げる必要があり、目標として位置づけることは現実的ではない。

当事業は事業開始当初より、類似の事業として経営している公共下水道事業と同じ使用料体系を採用しており、令和元年度の改定時にも引き続き同じ使用料体系を採用した経緯がある。これを踏まえ、公共下水道事業と同様の使用料改定を実施し、想定される有収水量の減少と経費の増加傾向の中でも、計画期間内において令和元年度並みの経費回収率を達成することを目標とする(R1:36.5%、R13:37.9%)。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

農業集落排水事業は、供用開始時から20年(令和7年度)を目途に機能診断を行ったうえで、施設の再編計画を策定することとなっており、この際、公共下水道事業との統合の可否等について検討を行う必要がある。検討の結果、現行事業を維持することとなった場合には、機能保全計画を策定し、今後の改築計画を策定する。
現状では、大規模な改築が必要とされる機器等はないため、本計画においては通常の維持管理の範囲で実施するものとする。

② 収支計画のうち財源についての説明

1. 下水道使用料

「有収水量予測×使用料単価」により算定。

①有収水量予測について

近年は急激な減少となっているが、令和2年度上半期は令和元年度同期よりも増加しており、下げ止まりの兆候が見られる。このため、整備完了後の増加(減少)量を参考に、 $-1.5\text{m}^3/\text{年}$ を想定している。

②使用料単価について

「2.経営の基本方針」のとおり、令和5年度と令和9年度に10%の値上げを想定し、令和4年度は「124.0円(令和元年度決算)」、令和5年度以降は「136.4円」、令和9年度以降は「150.0円」とした。

2. 長期前受金戻入

期間内に新たな固定資産の取得が想定されていないため、既存資産に係る実戻入額を計上。

3. 公共下水道事業会計繰入金(収益的収支-他会計補助金の一部)

実際の業務実態に合わせ、職員給与費の80%を繰入れ。

4. 一般会計繰入金

単年度の現金収支が均衡するよう繰り入れを受け、全額を収益的收入-他会計負担金及び補助金とする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1. 次の各費目に関しては、経年による変動が想定されない(又は想定が困難)ため、令和元年度決算額と同額とした。
・職員給与費／・動力費／光熱水費／・通信運搬費／・材料費／・薬品費／・委託料(運転管理委託除く)／・その他費用

2. 次の各費目に関しては、それぞれ以下のとおり計上した

・修繕費

耐用年数を経過する機器の増加のため、修繕需要が高まることが予想されることから、事業開始後の最大額(H23)を上限額として設定する。

・委託料(運転管理委託料)

今後、機器の不具合の発生による対応が増えることが見込まれるため、公共下水道事業と同様にR9までは委託料の増加を見込んでいる。

・支払利息

期間内に新たな借入れが想定されていないため、既借入分の実支払予定額を計上。

・減価償却費

期間内に新たな固定資産の取得が想定されていないため、既存資産の実償却額を計上。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理施設が供用開始から20年を経過する令和7年に向けて、公共下水道事業との統合の可否について検討を行う。
投資の平準化に関する事項	上記の検討の結果、現行事業を維持することとなった場合には、同時期に機能保全計画を策定し、今後の改築計画を策定する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	「収支計画のうち財源についての説明」のとおり。
資産活用による収入増加 の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	令和5年度より開始の次期契約期間に向けて、委託範囲の変更を検討する。具体的には、以下の各経費を委託の範囲に含めることで当事業全体の経費の節減の可否について検討を行う。
職員給与費に関する事項	—
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	—
委託費に関する事項	—
その他の取組	・不明水対策 ・接続可能戸数の検討

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度の決算数値をもとに進捗管理を行う。また、概ね4年ごとに事後検証及び更新を行い、これに基づき使用料水準の妥当性について、下水道事業審議会等に諮るものとする。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
			(決 算)	(予 算)	(予算見込)										
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	12,233	11,818	11,818	12,233	13,456	13,456	13,455	13,455	14,800	14,800	14,800	14,800	14,799
		(1) 料 金 収 入	12,233	11,818	11,818	12,233	13,456	13,456	13,455	13,455	14,800	14,800	14,800	14,800	14,799
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
		(3) そ の 他													
	収 入	2. 営 業 外 収 益	59,729	66,437	66,137	65,041	63,051	62,870	62,981	60,671	59,132	59,242	59,121	58,094	56,203
		(1) 補 助 金	35,482	42,451	42,504	41,511	40,441	40,551	40,662	40,773	39,537	39,647	39,526	38,611	36,859
		他 会 計 補 助 金	35,482	42,451	42,504	41,511	40,440	40,550	40,662	40,773	39,537	39,647	39,526	38,611	36,859
		そ の 他 補 助 金													
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	24,246	23,986	23,633	23,530	22,610	22,319	22,319	19,898	19,595	19,595	19,595	19,483	19,344
		(3) そ の 他	1												
収 益 的 支 出	収 入	収 入 計 (C)	71,962	78,255	77,955	77,274	76,507	76,326	76,436	74,126	73,932	74,042	73,921	72,894	71,002
		1. 営 業 費 用	61,303	65,506	67,720	64,909	63,571	63,303	63,403	60,449	60,167	60,267	60,267	60,155	60,015
		(1) 職 員 給 与 費	5,946	6,146	6,178	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946
		基 本 給 付 費	3,412	3,304	3,385	3,412	3,412	3,412	3,412	3,412	3,412	3,412	3,412	3,412	3,412
	支 出	退 職 給 付 費													
		そ の 他	2,534	2,842	2,793	2,534	2,534	2,534	2,534	2,534	2,534	2,534	2,534	2,534	2,534
		(2) 経 費	25,465	29,195	31,846	29,398	29,538	29,638	29,738	29,838	29,938	30,038	30,038	30,038	30,038
		動 力 費	3,297	3,748	3,407	3,297	3,297	3,297	3,297	3,297	3,297	3,297	3,297	3,297	3,297
		修 繕 費	1,615	2,010	2,091	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
		材 料 費													
支 出	そ の 他	20,553	23,437	26,348	22,601	22,741	22,841	22,941	23,041	23,141	23,241	23,241	23,241	23,241	
	(3) 減 価 償 却 費	29,892	30,165	29,696	29,565	28,087	27,719	27,719	24,665	24,283	24,283	24,283	24,171	24,031	
	2. 営 業 外 費 用	5,243	5,242	5,231	5,704	5,485	5,258	5,026	4,790	4,548	4,302	4,041	3,781	3,534	
	(1) 支 払 利 息	3,435	3,216	2,992	2,764	2,531	2,294	2,052	1,806	1,554	1,298	1,037	777	530	
	(2) そ の 他	1,808	2,026	2,239	2,940	2,954	2,964	2,974	2,984	2,994	3,004	3,004	3,004	3,004	
	支 出 計 (D)	66,546	70,748	72,951	70,613	69,056	68,561	68,429	65,239	64,715	64,569	64,308	63,936	63,549	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	5,416	7,507	5,004	6,661	7,451	7,765	8,007	8,887	9,217	9,473	9,613	8,958	7,453		
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)	523	10	10												
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 523	△ 10	△ 10												
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)			4,893	7,497	4,994	6,661	7,451	7,765	8,007	8,887	9,217	9,473	9,613	8,958	7,453
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			4,893	12,390	17,384	24,045	31,496	39,261	47,268	56,155	65,372	74,845	84,458	93,416	100,869
流 動 資 産	資 産 (J)		7,380	3,935	4,191	3,364	3,701	3,700	3,700	3,700	4,070	4,070	4,070	4,070	4,070
	うち未収金		2,156	1,940	1,946	2,243	2,467	2,467	2,467	2,467	2,713	2,713	2,713	2,713	2,713
	流 動 負 債 (K)		15,952	13,916	13,683	14,171	14,632	14,874	15,121	15,372	15,874	16,014	15,359	13,853	10,238
	うち建設改良費		12,244	12,468	12,696	12,928	13,165	13,407	13,654	13,905	14,161	14,301	13,646	12,140	8,525
流 動 負 債	うち一時借入金														
	うち未払金		544	853	390	1,243	1,467	1,467	1,467	1,467	1,713	1,713	1,713	1,713	1,713
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		△ 40	△ 105	△ 147	△ 197	△ 234	△ 292	△ 351	△ 417	△ 442	△ 506	△ 571	△ 631	△ 682
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)			△ 3,672	△ 2,487	△ 3,204	△ 2,121	△ 2,234	△ 2,233	△ 2,233	△ 2,233	△ 2,357	△ 2,357	△ 2,357	△ 2,357
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			12,233	11,818	11,818	12,233	13,456	13,456	13,455	13,455	14,800	14,800	14,800	14,800	14,799
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)			△ 30	△ 21	△ 27	△ 17	△ 17	△ 17	△ 17	△ 17	△ 16	△ 16	△ 16	△ 16	△ 16
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)			△ 40	△ 105	△ 147	△ 197	△ 234	△ 292	△ 351	△ 417	△ 442	△ 506	△ 571	△ 631	△ 682
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)															
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)															

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分		令和元年度 (決 算)	令和2年度 (予 算)	令和3年度 (予算見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的 収 入	1. 企 業 債													
	うち資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金													
	3. 他 会 計 補 助 金													
	4. 他 会 計 負 担 金													
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金													
	9. そ の 他													
	計 (A)													
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純 計 (A)-(B) (C)													
	1. 建 設 改 良 費	3,024		538										
	うち職員給与費													
資本的 支 出	2. 企 業 債 償 還 金	12,024	12,244	12,468	12,696	12,928	13,165	13,407	13,654	13,905	14,161	14,301	13,646	12,140
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
	5. そ の 他													
	計 (D)	15,048	12,244	13,006	12,696	12,928	13,165	13,407	13,654	13,905	14,161	14,301	13,646	12,140
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		15,048	12,244	13,006	12,696	12,928	13,165	13,407	13,654	13,905	14,161	14,301	13,646	12,140
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	5,968	6,179	6,063	6,035	5,477	5,400	5,400	4,767	4,688	4,688	4,688	4,688	4,687
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	4,893	7,065	7,895	6,661	7,451	7,765	8,007	8,887	9,217	9,473	9,613	8,958	7,453
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他	7,859		48										
計 (F)		18,720	13,244	14,006	12,696	12,928	13,165	13,407	13,654	13,905	14,161	14,301	13,646	12,140
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		△ 3,672	△ 1,000	△ 1,000										
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)		176,088	163,844	151,376	138,680	125,752	112,587	99,180	85,526	71,621	57,460	43,159	29,513	17,373

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和元年度 (決 算)	令和2年度 (予 算)	令和3年度 (予算見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 支 分		35,482	38,261	42,504	41,511	40,440	40,550	40,662	40,773	39,537	39,647	39,526	38,611	36,859
	うち基準内繰入金	9,081	9,395	9,055	8,799	8,008	7,694	7,452	6,573	6,242	5,986	5,725	5,465	5,217
	うち基準外繰入金	26,401	28,866	33,449	32,712	32,432	32,856	33,210	34,200	33,295	33,661	33,801	33,146	31,642
資 本 的 収 支 分														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合 計		35,482	38,261	42,504	41,511	40,440	40,550	40,662	40,773	39,537	39,647	39,526	38,611	36,859

経営比較分析表（令和元年度決算）

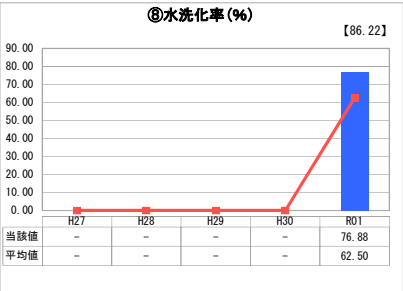
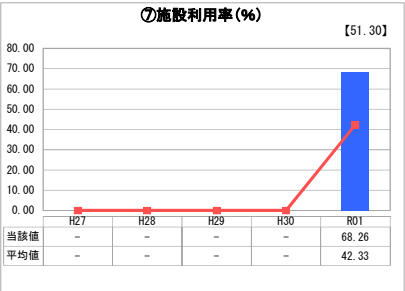
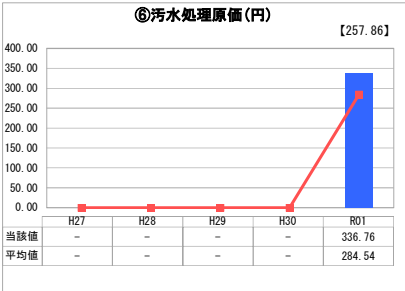
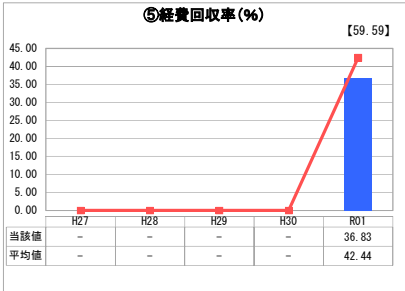
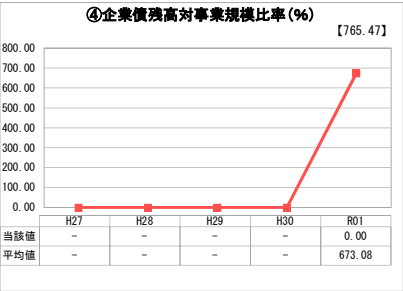
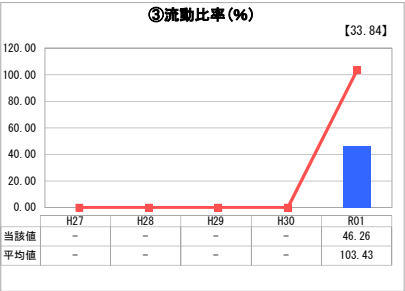
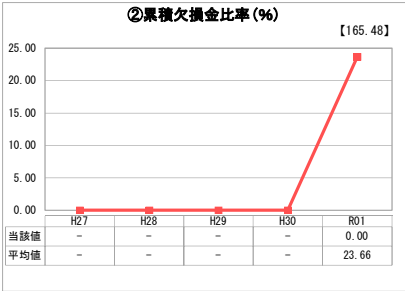
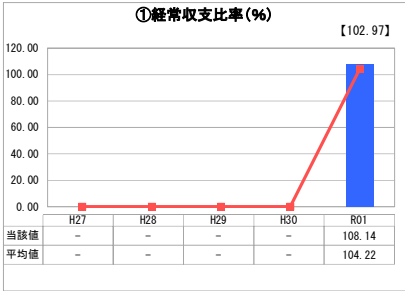
静岡県 御殿場市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	82.22	1.34	94.25	2,570

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
88,252	194.90	452.81
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,172	0.30	3,906.67

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は100%を超えており、累積欠損金も0となっているが(②)、一般会計からの基準外繰入金を受けているため、経費回収率(⑤)は類似企業平均と比較しても低い水準となっている。

一般会計からの繰入金は、予算段階で単年度の現金収支が一致するよう額を決定している。このため、翌年度中に償還予定の企業債元金の額を含めた流動資産を年度末時点で保有することは難しく、流動比率(③)は今後も同程度で推移していくことが予想される。

また、現行の繰出基準をもとに計算すると、当事業の企業債残高は全額が一般会計の負担となる見通しである。このため、企業債残高対事業規模比率(④)は0となっている。

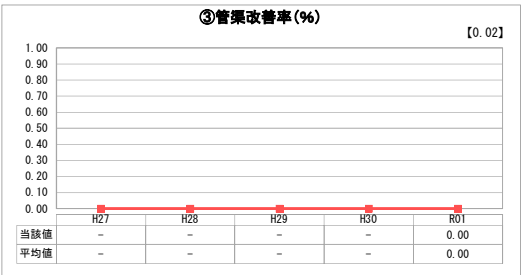
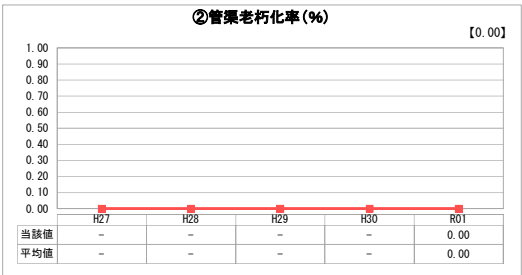
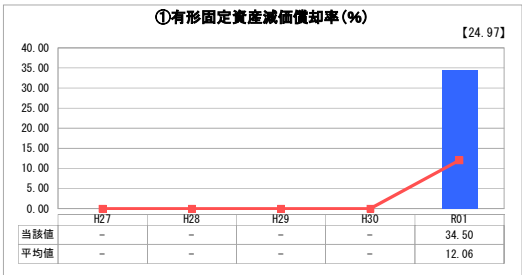
施設利用率(⑦)及び水洗化率(⑧)は、当事業の制度上、大きく改善することが難しいため、汚水処理原価(⑥)は将来に渡って現在のような水準が続く見込みである。

2. 老朽化の状況について

管渠老朽化率(②)及び管渠改善率(③)の数値が0となっており、処理場についても稼働後20年未満の施設である。

このため、有形固定資産減価償却率(①)は類似企業平均と比較すると高い数値となっているが、老朽化は大きな問題となっていない。

2. 老朽化の状況



全体総括

当事業は令和元年度より地方公営企業法を適用したため、今回の指標が初年度の数値となる。

これらの経営指標を参考に、一般会計からの基準外繰入金を縮減し、経費回収率(①、⑤)を向上するために必要とされる施策を検討し、令和2年度中に経営戦略として取りまとめる予定である。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。